

# 家畜衛生情報

## 飼料の使用記録を付けましょう。

次の事項を帳簿に記載して、適切な飼養管理を行っていることの証拠を残しましょう。

- (1) 飼料を使用した年月日
- (2) 飼料を使用した場所
- (3) 飼料を使用した家畜等の種類
- (4) 飼料の名称
- (5) 飼料の使用量
- (6) 飼料を購入した年月日及び購入先の氏名又は名称



これらの記録は、飼料の使用が原因となって有害な畜産物が生産されたり、そのおそれがある場合に、飼料の使用実態を確認し、原因の特定や原因となった飼料の流通の防止を迅速に行う上で、必要不可欠です。

帳簿の保存期間の目安は、ブロイラーは2年間、採卵鶏は5年間、豚は2年間、牛は8年間です。

また、平成15年8月に、と畜場法に関する省令が改正され、と畜場に家畜を出荷する場合に、どのような抗菌性飼料添加物を給与したかがわかるよう、帳簿や飼料の表示票の写しの提出を求められることがあります。飼料の表示票は保存しておきましょう。

使用した家畜等：乳牛

(記載例)

使用年月日	使用場所	飼料の名称	使用量	譲り受けた年月日	譲り受け先
H15.4.1	畜舎	〇〇配合飼料〇〇ピ-7〇〇	80kg	H15.3.15	〇〇商店
	A,B畜舎	〇〇配合飼料カ-7〇〇	120kg	"	"
	a群	稲わら	20kg	"	自家産
	b群	〇〇混合飼料〇〇	3kg	H15.3.20	〇〇(株)(試供品)
H15.4.2	A畜舎	〇〇配合飼料〇〇ピ-7〇〇	80kg	H15.3.15	〇〇商店
	a群	〇〇配合飼料カ-7〇〇	50kg	"	"
	A,B畜舎, a	稲わら	40kg	"	自家産
.					
.					
.					
H15.4.30	b群	〇〇配合飼料〇〇ピ-7〇〇	50kg	H15.4.15	〇〇農協

・販売伝票や飼料袋の表示とLot番号を切り抜いたものなどをノートに貼り付け、その他必要な事項を記入することも可能です。  
 ・自給飼料の場合もその旨を記入してください。



### 東濃家畜保健衛生所

恵那市長島町正家後田1067-71

TEL(0573)26-1111(内線395) FAX 25-7669



# 飼料の誤用防止の徹底について

平成29年9月、飼料運送業者が農家へ配合飼料を納入する際、抗菌性飼料添加物を含有する幼すう用飼料が採卵鶏用飼料のタンクに誤って投入され、給与される事例が発生しました。

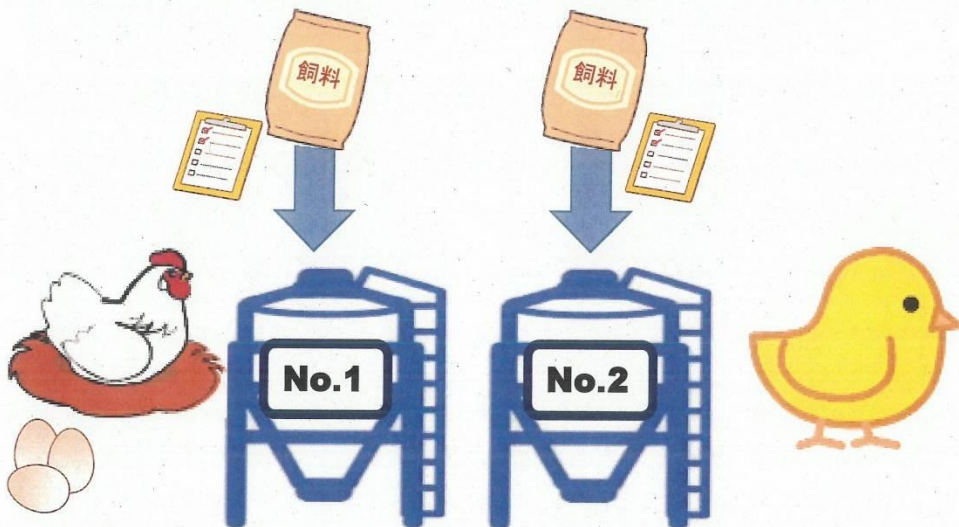
産卵中の鶏や搾乳中の牛、出荷前7日間の家畜に抗菌性飼料添加物を含有した飼料を給与した場合、飼料安全法違反となるとともに、生産された畜産物等が食品衛生法違反となる恐れがあります。

農水省消費・安全局畜水産安全課長文書より  
別添2

## 農家の皆さんへ

飼料の納品には極力立ち会い、正しい銘柄が納品されていることを確認しましょう。

特に、複数銘柄を同時に注文したときは、それぞれが正しいタンクに投入されていることを確認しましょう。



- 飼料タンクには、識別可能な番号・記号を明記しましょう。
- ドライバーの納品作業に極力立ち会い、お互いに確認しましょう。
- 例えば、抗生物質が添加されている配合飼料を採卵鶏に給与したら、卵が食品衛生法に抵触し出荷できなくなる可能性があります。